

令和 5年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：総務・保険医療担当
 内線：3350

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
S72	国民健康保険指導費			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険指導費	
事業期間	昭和26年度～	根拠法令	国民健康保険法第4条、第46条、第87条、第92条、第108条		針路	03	介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3
					分野施策	0303	地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8
1 事業概要 県内保険者等及び埼玉県国民健康保険団体連合会への指導監督、保険医療機関等への指導を通して、国民健康保険事業の運営の健全化を図る。 また、厚生労働省や県内保険者等との連絡調整を行うことにより国民健康保険事業の円滑な運営を推進する。 (1) 国民健康保険指導費 6,039千円 (2) 国民健康保険指導監査費 6,535千円				5 事業説明 (1) 事業内容 国民健康保険事業の円滑な運営を推進するための事務 ア 国民健康保険指導費 6,039千円 ・国民健康保険税徴収相談員 1名 ・国民健康保険審査会の開催、国民健康保険審査会委員の任免に関する事務 ・保険者への指導、各種会議・研修会の開催 ・国保連合会の指導等 ・国庫負担金等の申請等の作成、事業月報等の作成指導等 ・国民健康保険関係功績者の表彰 イ 国民健康保険指導監査費 6,535千円 ・指導監査専門医（医師・歯科医師の各1名） ・医師会等関係団体の連絡調整等 ・国保連合会が行う診療報酬審査支払業務の指導、国保診療報酬審査委員会委員の任免に関する事務 ・国保診療施設への指導 (2) 事業計画 保険者指導監督に基づく実地検査 40保険者(令和5年度見込み) 保険医療機関等の指導 7,500件 (令和5年度見込み) 診療報酬等に関する相談受付 400件 (令和5年度見込み) (3) 事業効果 国民健康保険事業の健全な運営が図られ、県民の必要とする医療保険制度を強化充実する。 (4) その他（終期を設定できない理由） 国民健康保険法により、県には次の責務が規定されている。 ・国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、県は必要な指導する（法第4条）。 ・保険給付・保険料徴収の処分がある場合は審査請求ができることになっている（法第91条）。 その際に県は、これを処理する「国民健康保険審査会」を設置する（法第92条）。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） (区分) 衛生費 (細目) 国民健康保険事業費 (細節) 国民健康保険指導費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×6.2人=58,900千円									
予算額				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	12,574						12,574	900	
前年額	11,674						11,674		

事業内訳書

事業名	国民健康保険指導費		
単位事業名	国民健康保険指導費	予算額	6,039千円

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報酬	276	0	国保審査会委員報酬 276千円
報償費	2,898	414	国民健康保険税徴収相談員謝金 2,898千円
旅費	578	53	経常費等 578千円
需用費	1,627	152	経常費等 1,627千円
役務費	481	261	経常費等 481千円
使用料及び賃借料	157	20	経常費等 157千円
負担金、補助及び交付金	22	0	保険者協議会負担金 22千円
合計	6,039	900	

単位事業名	国民健康保険指導監査費	予算額	6,535千円
-------	-------------	-----	---------

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報酬	5,814	0	指導監査専門医等報酬 5,814千円
旅費	261	0	指導監査専門医等費用弁償 261千円
需用費	400	0	経常費 400千円
役務費	60	0	経常費 60千円
合計	6,535	0	